

大阪市告示第1322号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年9月30日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東淀川屋内プール トレーニング場 スタジオ	令和8年10月13日（火）	午後4時15分から 午後6時25分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）